



# 日本を支える中小企業経営

令和6年5月23日

中小企業庁長官

須藤 治

# <目次>

## 1. 中小企業を巡る現状

## 2. 中小企業政策の重点

① 総合経済対策

① 価格転嫁

② 賃上げ

③ 資金繰り

④ 事業承継

⑤ 生産性向上

⑥ DX

⑦ 新事業展開

⑧ ローカル・ゼブラ企業

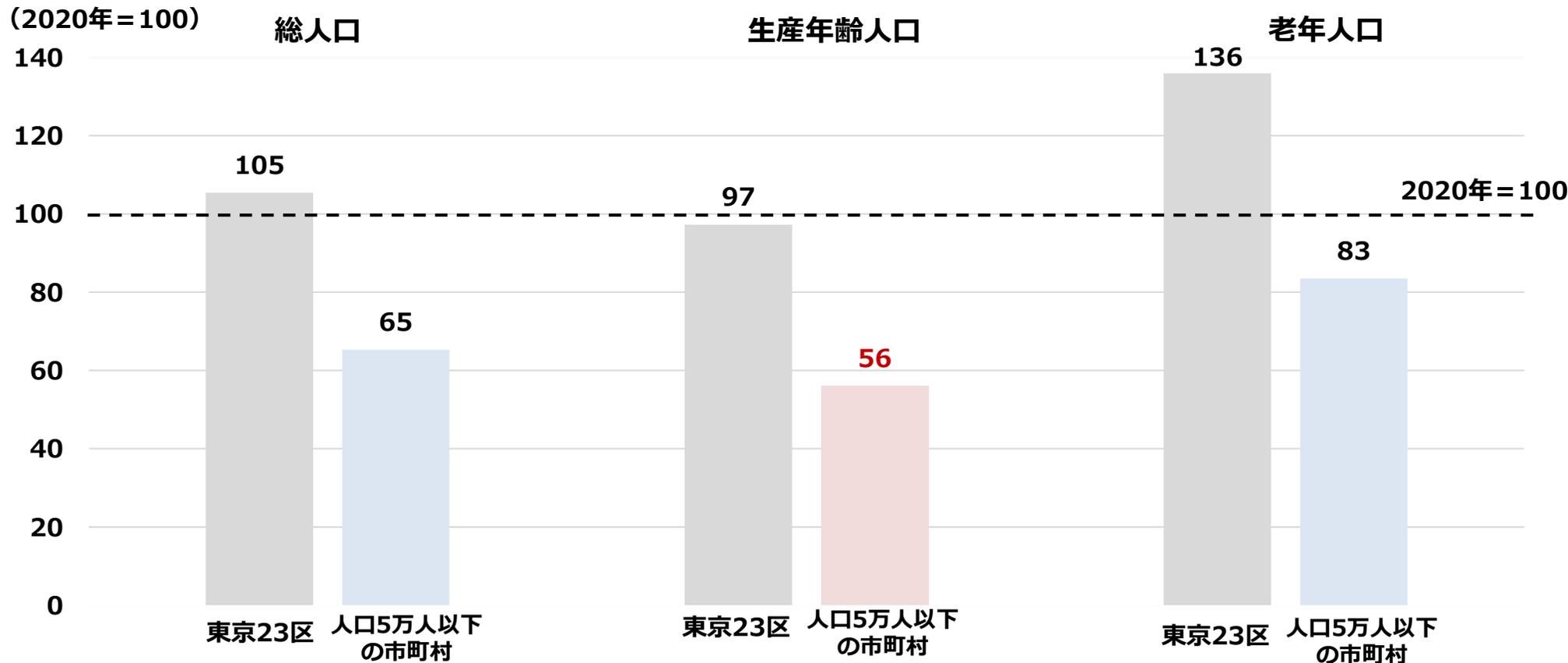
## 3. 中堅企業政策

## 4. 能登半島地震対策

# 大都市と地方市町村の人口推移予測

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、特に人口5万人以下の市町村において、2050年には生産年齢人口が約半数まで減少すると予測（2020年比）。

## 2050年における年齢階級別の人口推移



(注) 生産年齢人口：15～64歳 老年人口：65歳以上。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

# 若者・女性が流入する東京圏の可処分所得・可処分時間は少ない

- 東京都の中間層の世帯の実感的な可処分所得は低い。
- また、東京圏の可処分時間は短い。

都道府県別の実感的な可処分所得（上位5地域と東京圏の順位）

	可処分所得 (中央世帯)	基礎支出 (中央世帯)	差額 =実感的な可処分所得 (中央世帯)
1位	富山県	<b>東京都</b>	三重県
2位	三重県	<b>神奈川県</b>	富山県
3位	山形県	<b>埼玉県</b>	茨城県
4位	茨城県	<b>千葉県</b>	山形県
5位	福井県	京都府	福井県
	⋮	⋮	⋮
	神奈川県 (7位) 埼玉県 (8位) <b>東京都 (12位)</b> 千葉県 (17位)	⋮	埼玉県 (23位) 神奈川県 (26位) 千葉県 (34位) <b>東京都 (42位)</b>

(注) 中央世帯とは、都道府県毎に可処分所得の上位40%～60%の世帯を指す。  
**基礎支出**とは、「食料費」+「家賃+持ち家の帰属家賃」+「光熱水道費」を指す。  
 ここでは、可処分所得と基礎支出の差額を、「実感的な可処分所得」としている。  
 (出所) 国土交通省(2021.01.29)「企業等の東京一極集中に関する懇談会とりまとめ  
 (参考資料) p.77

都道府県別に見たフルタイム雇用者の平均可処分時間  
 (上位3地域・下位3地域と東京圏の順位)

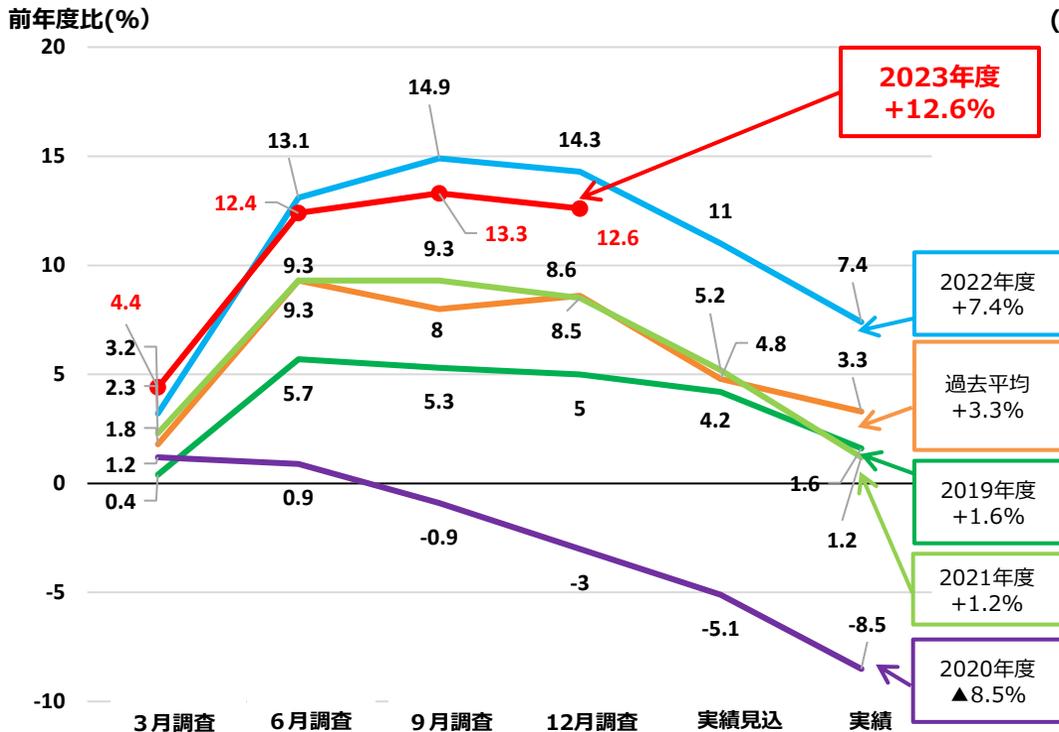
	可処分時間 (分/日) ※平日
1位	北海道 (778分)
2位	鳥取県 (777分)
3位	青森県 (776分)
	⋮
	全国平均 (749分)
	⋮
36位	<b>埼玉県 (746分)</b>
	⋮
38位	<b>東京都 (745分)</b>
	⋮
41位	<b>千葉県 (742分)</b>
	⋮
44位	沖縄県 (738分) <b>神奈川県 (738分)</b>
46位	長崎県 (734分)
47位	愛知県 (730分)

(注) フルタイム雇用者の平日の可処分時間を算出。可処分時間は24時間のうち、  
 通勤・通学/仕事/学業/家事/身の回りの幼児/介護・看護/育児/買い物に係る  
 時間を除いた時間（具体的には、食事、睡眠、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養・  
 くつろぎ、趣味・娯楽等）  
 (出典) 総務省「令和3年社会生活基本調査」生活時間に関する結果 表74-4

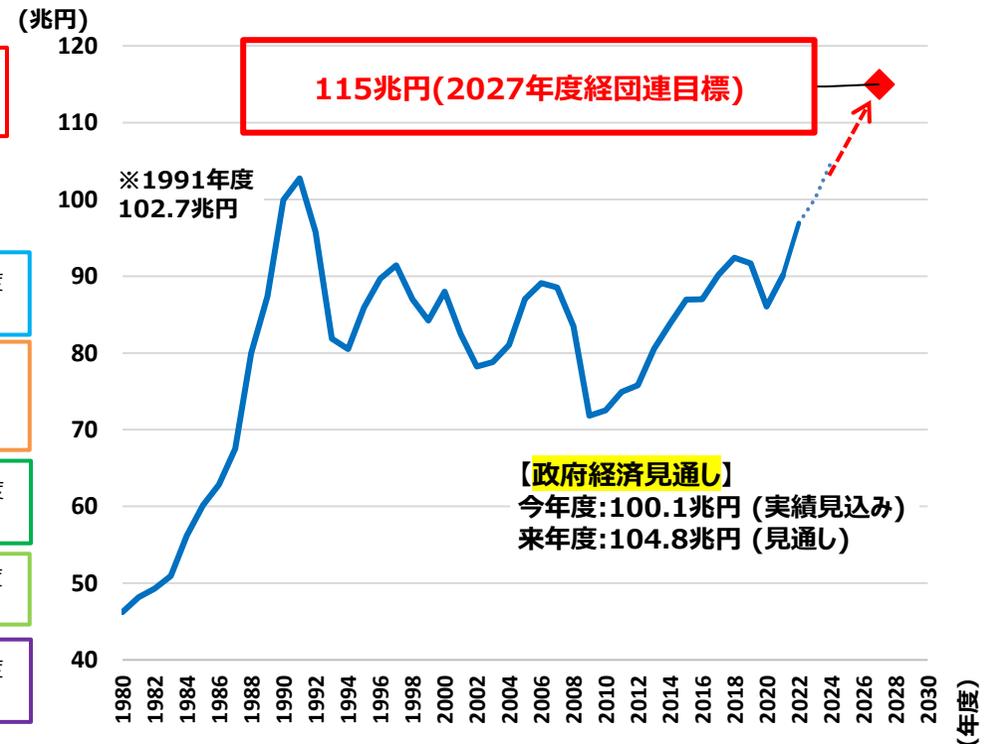
# 潮目の変化①国内投資：設備投資は今年度も増加傾向

- 昨年度の設備投資計画（全規模全産業）は過去最高水準の伸びだったが、今年度も引き続き、昨年度に次ぐ水準の伸びで、増加する見通し。
- 他方、経団連が目標とする設備投資額115兆円(2027年度)を達成するには、この拡大の継続が不可欠。政府としては「国内投資促進パッケージ」をとりまとめた。総理から、「国内投資拡大のための官民連携フォーラム」において、官民連携でこの目標を達成すると表明。

## 企業の設備投資計画額の推移（前年度比）



## 民間企業設備投資額の推移と経団連目標



(注) (左)「過去平均」は、2016年度～2018年度の平均値。ソフトウェア投資額・研究開発投資額を含み、土地投資額を含まない。

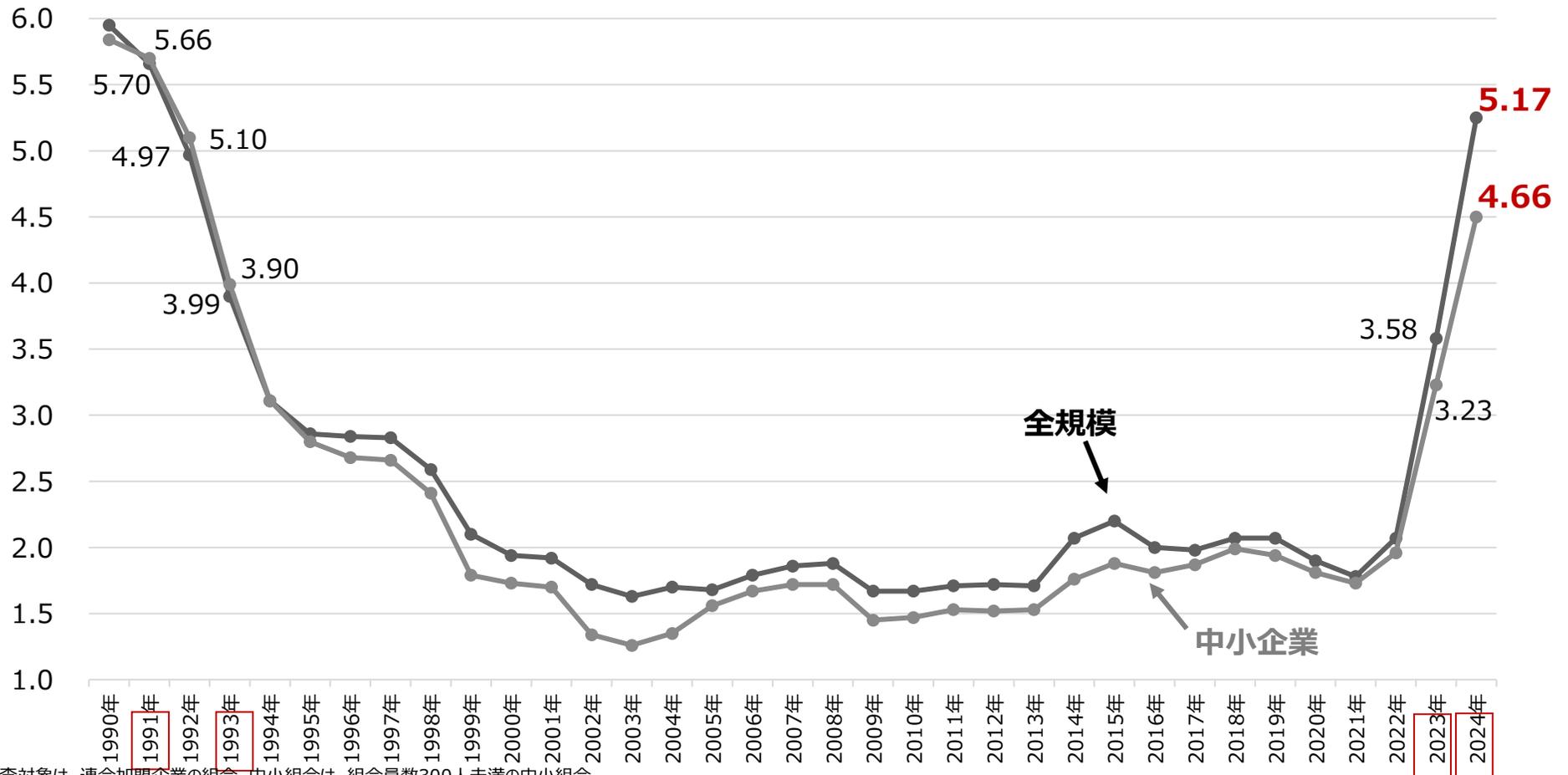
(右) 1980年～1993年までは2015年基準支出側GDP系列簡易遡及値を利用。

(出所) (左)日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(12月13日公表)

(右)内閣府「国民経済計算」政府経済見通し、令和5年4月6日「国内投資拡大のための官民連携フォーラム」経団連十倉会長提出資料を基に作成。

# 潮目の変化②賃上げ：30年ぶりの水準の継続

- 昨年の春季賃金交渉賃上げ率（最終集計結果）は3.58%と、1993年以来30年ぶりの高い伸び。他方、物価上昇に伴い実質賃金はマイナス圏で推移。
- 今年の春期賃金交渉賃上げ率は、直近の集計では、5.17%（中小組合は4.66%）。



※ 1：調査対象は、連合加盟企業の組合。中小組合は、組合員数300人未満の中小組合。

※ 2：賞与等を含まない月例賃金ベース。平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）の集計。

※ 3：1990年～2023年については最終回答集計結果。2024年については第2回回答集計結果であり、今後数字が変動する可能性がある。

（出典）日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果について」

# 中小企業の景況感（景況調査、2024年1-3月）

- 中小企業の業況判断DIは、2020年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により落ち込んだものの、その後は改善が続いてきた。
- 足下2024年1-3月期は、業況判断DIが全産業で▲18.3%ptと、改善の傾向に一服感が見られるものの、引き続き高水準で推移している。

## 中小企業の業況判断DIの推移

(DI : %P、前年同期比、「好転」-「悪化」)

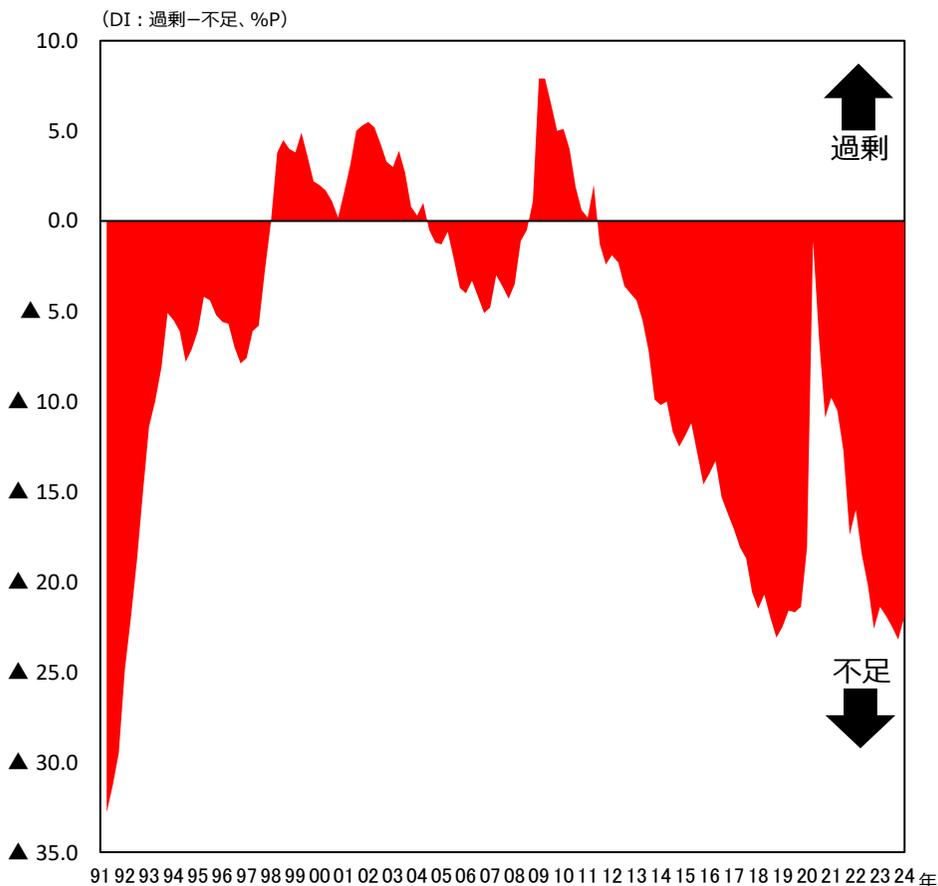


	23/7-9月	前回 トレンド	23/10-12 月	今回 トレンド	24/1-3月
業況判断DI	▲13.7	業況悪化方向	▲14.8	業況悪化方向	▲18.3
原材料・商品仕入単価DI	73.3	価格上昇一服	70.9	価格上昇一服	67.1
売上単価・客単価DI	19.4	価格上昇一服	17.1	価格上昇一服	13.6
採算DI	▲22.9	改善方向	▲22.7	悪化方向	▲25.2
従業員数DI	▲3.4	雇用減少方向	▲3.5	雇用減少方向	▲4.5
従業員数過不足DI	▲22.5	不足拡大	▲23.2	不足改善方向	▲21.9
生産設備過不足DI	▲3.2	不足拡大	▲4.4	不足改善方向	▲3.5
在庫水準DI	6.7	過剰解消方向	6.3	過剰方向	6.5
借入難易度DI(長期)	▲5.3	難易度上昇方向	▲5.4	難易度低下方向	▲4.8
資金繰りDI	▲12.9	横ばい	▲12.9	資金繰り悪化方向	▲14.8

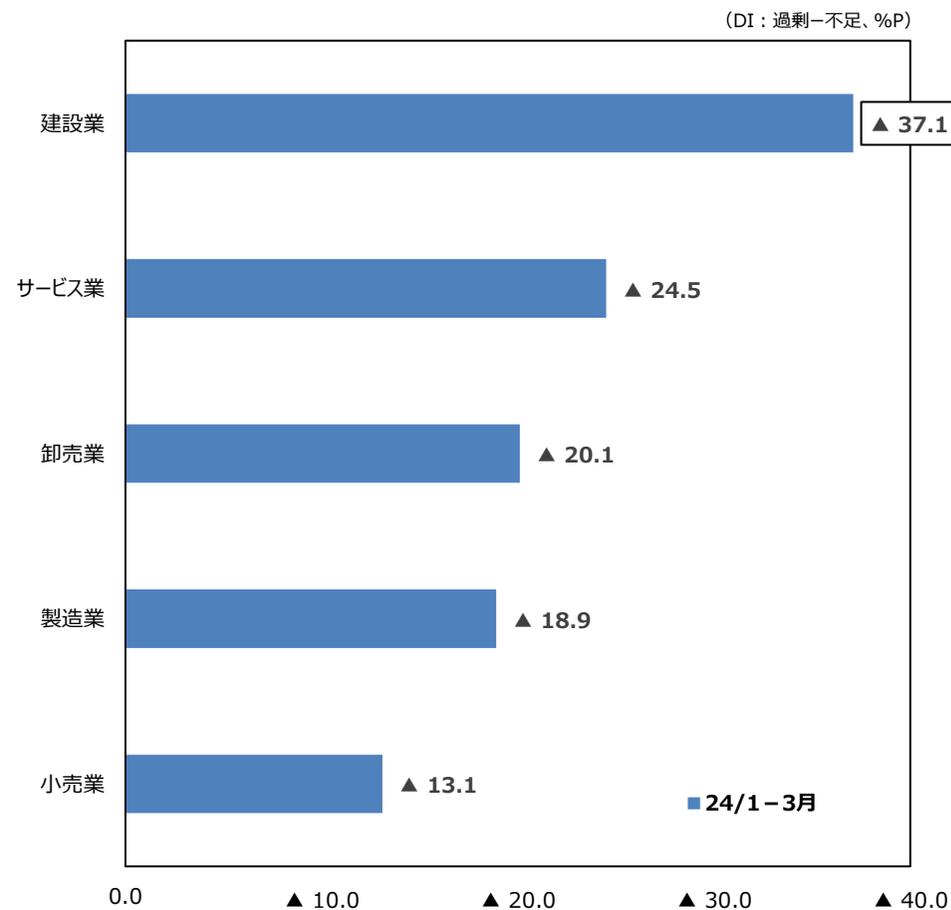
(資料) 中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

- 近年、従業員数の不足感が強まっており、2024年1-3月期の従業員数過不足DIは▲21.9%ptと、バブル期に次ぐ水準で不足感が高い状況にある。

### 従業員数過不足DIの推移



### 特に人手不足が顕著な業種



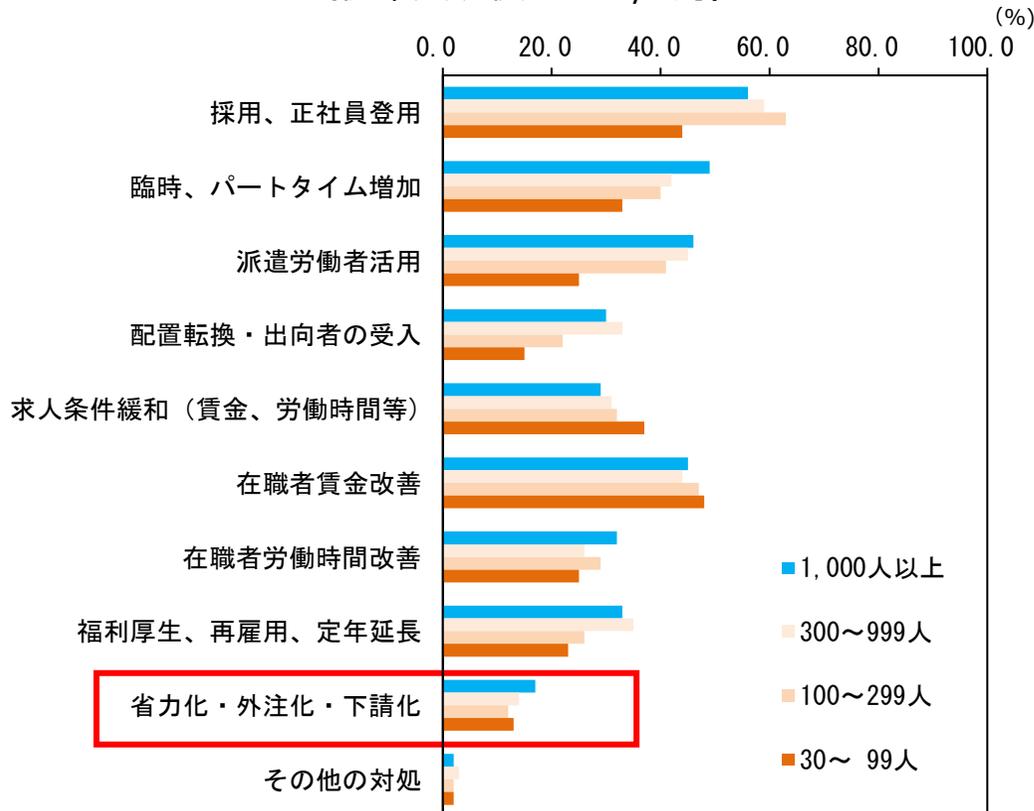
(資料) 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 従業員数過不足DIとは、従業員の今期の水準について、「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

# 企業の人手不足への対応状況

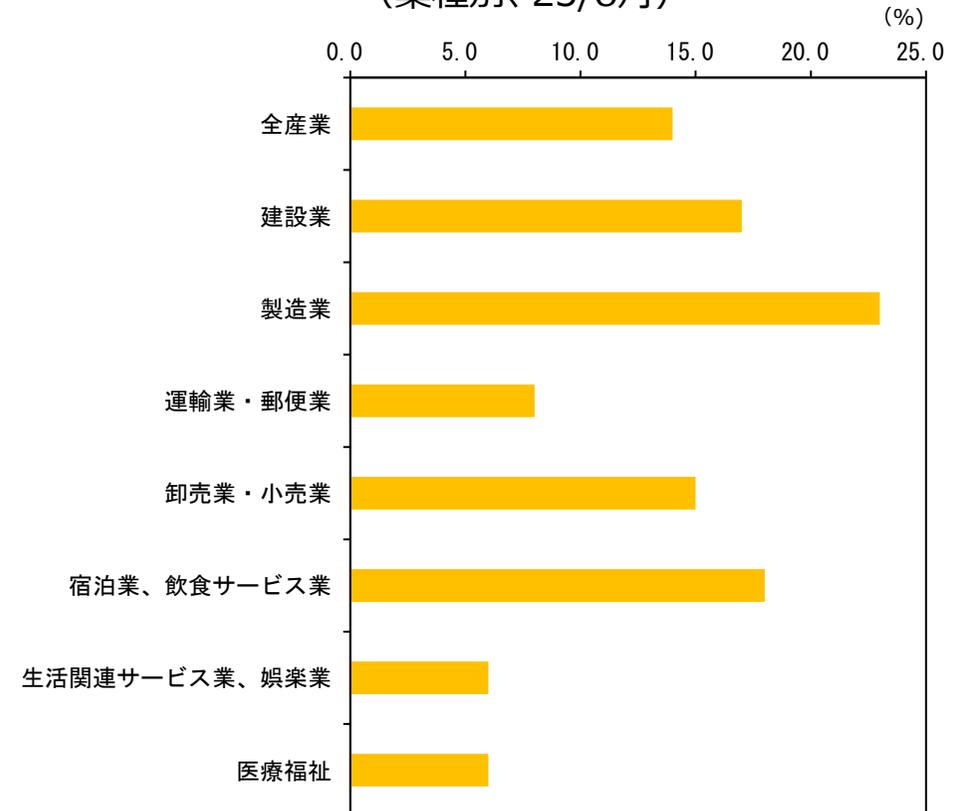
- 事業者は人手不足対応を実施しているものの、省力化投資まで行っている先は少ない。
- 人手不足が深刻な業種では、特に省力化投資が進んでいない。

企業の人手不足対応取組の内訳  
(従業員規模別、23/8月)



注：調査対象企業（人手不足対応を行っていない先も含む）における取組割合を算出。

省力化投資、外注、下請化に取り組む企業の割合  
(業種別、23/8月)



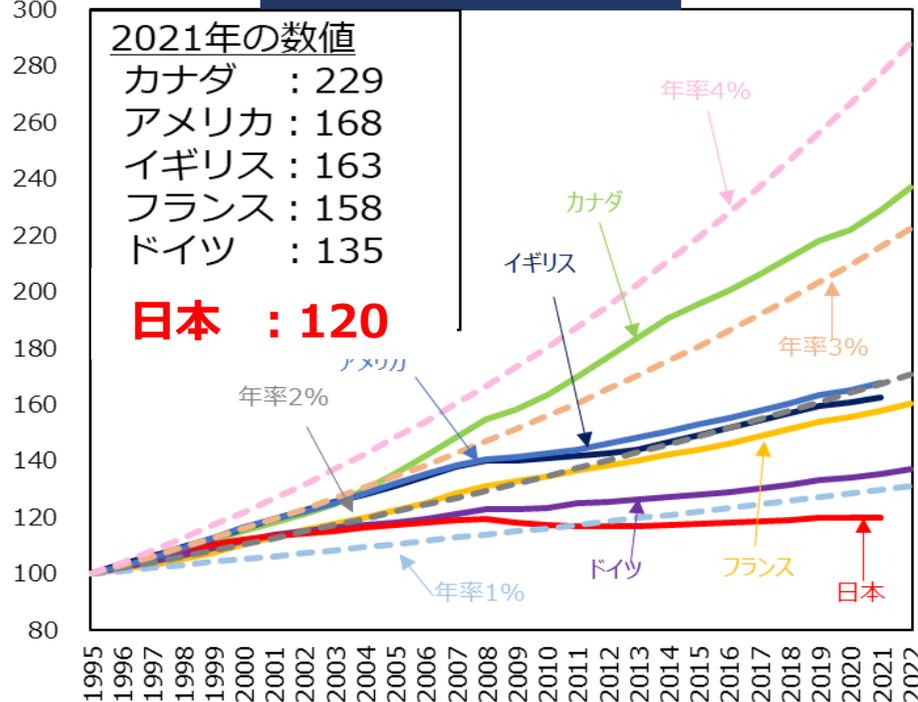
(人手不足に取り組む企業のうち、省力化投資等に取り組む企業の割合、%)



# 日本は成長力の鍵を握る投資が不十分で老朽化も深刻

- 賃上げの継続には収益を確保し続けることが必要で、**潜在成長率の底上げ**が鍵。
- 潜在成長率は、**資本ストック（投資）** \* 労働力供給 \* その他（技術進歩）で決定。
- 日本の資本は先進国でストックが最も増えておらず、**老朽化も深刻**。
- 労働人口も減少する中、**日本は成長力の基盤が脆弱**。

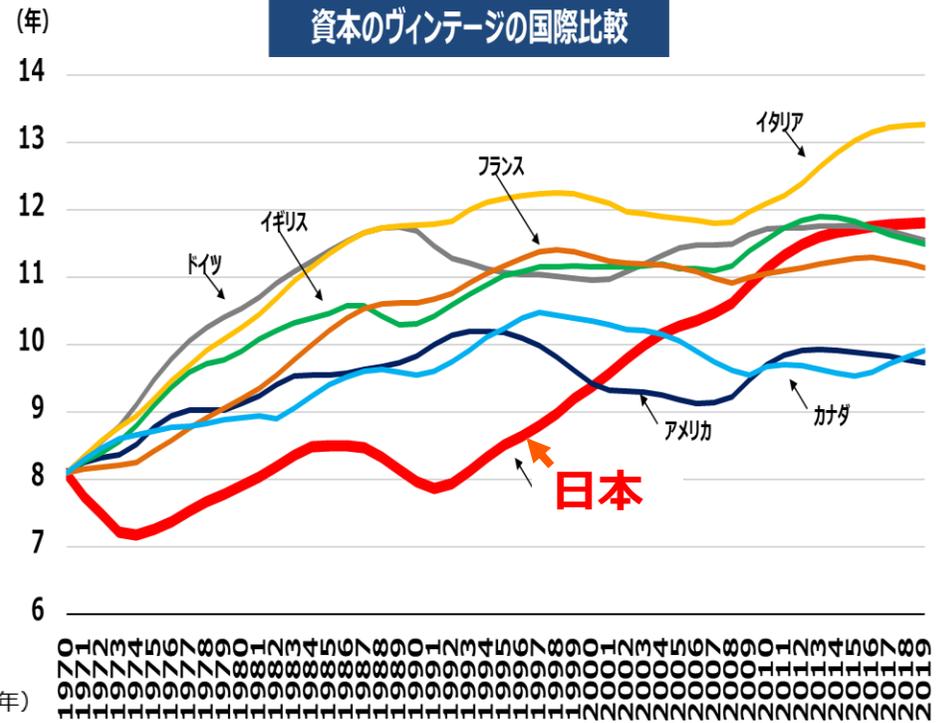
(1995年=100) **資本ストックの推移**



(注) 各国の1995年の固定資産を100、伸び率を「(総固定資本形成 - 固定資本減耗) / 固定資産」として計算したもの。

(資料) OECD Stat

**資本のウインテージの国際比較**



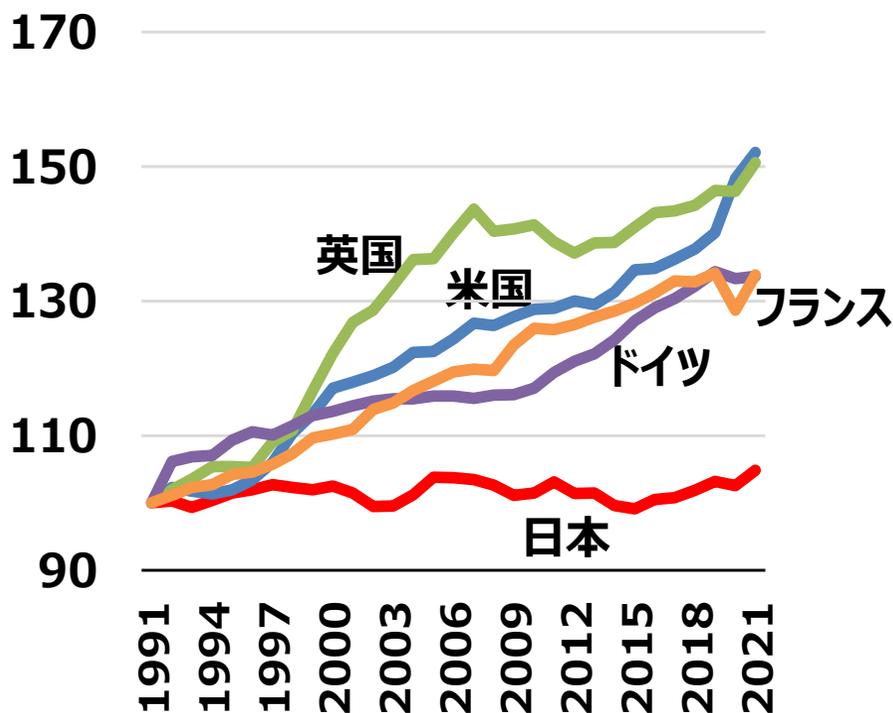
(注) 資本のウインテージは、経済企画庁「国富調査」(昭和45年)を参考に、1970年末のウインテージを各国一律に8.1年と仮定して算出。

(出所) 内閣府「令和5年度年次経済財政報告」を参考にし、経済企画庁「国富調査」、IMF「Capital Investment and Capital Stock Dataset」より、経済産業省が作成

# 中小企業の賃上げの現状

- 政府が目指す「成長と分配の好循環」において、**賃上げは重要な政策の柱**。しかし、1人当たりの実質賃金の伸びは、過去30年近く他の先進国に比して低水準で推移。
- 2023年度は、物価高騰や人手不足等を背景に、従業員300人未満の企業における春闘賃上げ率が、**1994年度以来の伸びとなる3.23%**を記録（大企業含めた全体は3.58%）。
- 今後も物価高、人手不足が見込まれる中、「**物価高に負けない賃上げ**」を**継続的に実現**することが不可欠。安定的に賃上げ原資が確保できるよう、**生産性向上と、価格転嫁・取引適正化の推進**が肝要。

＜1人当たり実質賃金の推移＞  
(1991年=100)



資料： OECD.Statより作成



(出所) 日本労働組合総連合会「2023春季生活闘争まとめ」及び「2024春季生活闘争第3回集計結果」を基に経済産業省作成。

＜消費者物価指数（コア指数）の推移＞  
(前年同月比)



(資料) 総務省「消費者物価指数」を基に経済産業省作成

- 中央最低賃金審議会の**目安（全国加重平均）は1,002円、41円の引上げ**としてとりまとめられた。
- その後、地方最低賃金審議会で議論いただき、**24県で目安を上回る答申**が出された。
- この結果、**最低賃金（全国加重平均）の額は1,004円（昨年度961円）、引上げ率は4.5%、引上げ額は43円で過去最高**※。  
※1978年度に最低賃金の目安制度が始まって以降
- **地域別の最高額（1,113円）に対する最低額（893円）の比率は80.2%**で、この比率は9年連続で改善。  
⇒ 最高額：東京、最低額：岩手県

	2023年度	2022年度
引上げ後の最低賃金額 （全国加重平均）	<b>1,004円</b>	961円

### 43円（4.5%）の引上げ

- 中央最低賃金審議会では41円（4.3%）を引上げの目安額として答申（7月28日）。
- その後、8月18日までの地方最低賃金審議会での議論の結果、目安額から「2円増」の43円となった（4.5%）。
  - このうち1円増分は、24県で中央最低賃金審議会の示した目安額を上回る引上げが行われたことによる。
  - もう1円増分は、5年に1度の国勢調査（経済センサス）の見直しにより、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の労働者の数に更新があったことによる。

### 地域別最低賃金（全国加重平均）の引上げ額・率の推移

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
最低賃金額 （円）	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961	<b>1,004</b>
対前年度 引上げ額（円）	15	16	18	25	25	26	27	1	28	31	<b>43</b>
対前年度 引上げ率（%）	2.0	2.1	2.3	3.1	3.0	3.1	3.1	0.1	3.1	3.3	<b>4.5</b>
最高額（円）	869	888	907	932	958	985	1,013	1,013	1,041	1,072	1,113
最低額（円）	664	677	693	714	737	761	790	792	820	853	893
最低額÷ 最高額（%）	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	79.6	<b>80.2</b>

## 都道府県別の最低賃金

8/31新しい資本主義実現会議・厚生労働省資料

都道府県名	目安額 ランク	引上げ額 【円】	改定額 【円】	目安 差額	発効予定 年月日
佐賀	C 39	47	900 (853)	+8	2023年 10月14日
島根	B 40	47	904 (857)	+7	2023年 10月6日
山形	C 39	46	900 (854)	+7	2023年 10月14日
鳥取	C 39	46	900 (854)	+7	2023年 10月5日
青森	C 39	45	898 (853)	+6	2023年 10月7日
長崎	C 39	45	898 (853)	+6	2023年 10月13日
熊本	C 39	45	898 (853)	+6	2023年 10月8日
大分	C 39	45	899 (854)	+6	2023年 10月6日
秋田	C 39	44	897 (853)	+5	2023年 10月1日
高知	C 39	44	897 (853)	+5	2023年 10月8日
宮崎	C 39	44	897 (853)	+5	2023年 10月6日
鹿児島	C 39	44	897 (853)	+5	2023年 10月6日
愛媛	B 40	44	897 (853)	+4	2023年 10月6日
沖縄	C 39	43	896 (853)	+4	2023年 10月8日
福井	B 40	43	931 (888)	+3	2023年 10月1日
福島	B 40	42	900 (858)	+2	2023年 10月1日

都道府県名	目安額 ランク	引上げ額 【円】	改定額 【円】	目安 差額	発効予定 年月日
茨城	B 40	42	953 (911)	+2	2023年 10月1日
石川	B 40	42	933 (891)	+2	2023年 10月8日
千葉	A 41	42	1026 (984)	+1	2023年 10月1日
埼玉	A 41	41	1028 (987)		2023年 10月1日
東京	A 41	41	1113 (1072)		2023年 10月1日
神奈川	A 41	41	1112 (1071)		2023年 10月1日
愛知	A 41	41	1027 (986)		2023年 10月1日
大阪	A 41	41	1064 (1023)		2023年 10月1日
栃木	B 40	41	954 (913)	+1	2023年 10月1日
新潟	B 40	41	931 (890)	+1	2023年 10月1日
兵庫	B 40	41	1001 (960)	+1	2023年 10月1日
徳島	B 40	41	896 (855)	+1	2023年 10月1日
福岡	B 40	41	941 (900)	+1	2023年 10月6日
北海道	B 40	40	960 (920)		2023年 10月1日
宮城	B 40	40	923 (883)		2023年 10月1日
群馬	B 40	40	935 (895)		2023年 10月5日

都道府県名	目安額 ランク	引上げ額 【円】	改定額 【円】	目安 差額	発効予定 年月日
富山	B 40	40	948 (908)		2023年 10月1日
山梨	B 40	40	938 (898)		2023年 10月1日
長野	B 40	40	948 (908)		2023年 10月1日
岐阜	B 40	40	950 (910)		2023年 10月1日
静岡	B 40	40	984 (944)		2023年 10月1日
三重	B 40	40	973 (933)		2023年 10月1日
滋賀	B 40	40	967 (927)		2023年 10月1日
京都	B 40	40	1008 (968)		2023年 10月6日
奈良	B 40	40	936 (896)		2023年 10月1日
和歌山	B 40	40	929 (889)		2023年 10月1日
岡山	B 40	40	932 (892)		2023年 10月1日
広島	B 40	40	970 (930)		2023年 10月1日
山口	B 40	40	928 (888)		2023年 10月1日
香川	B 40	40	918 (878)		2023年 10月1日
岩手	C 39	39	893 (854)		2023年 10月4日
全国加重平均		43	1004 (961)		-

(※ 1) 中央最低賃金審議会は各都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCの3ランクに分けて目安額を示しており、Aとは目安額が41円の6都府県、Bとは目安額が40円の28道府県、Cとは目安額が39円の13県。

(※ 2) 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

(※ 3) 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

# <目次>

## 1. 中小企業を巡る現状

## 2. 中小企業政策の重点

### ① 総合経済対策

#### ① 価格転嫁

#### ② 賃上げ

#### ③ 資金繰り

#### ④ 事業承継

#### ⑤ 生産性向上

#### ⑥ DX

#### ⑦ 新事業展開

#### ⑧ ローカル・ゼブラ企業

## 3. 中堅企業政策

## 4. 能登半島地震対策

# 総合経済対策と国内投資促進パッケージの役割

～2027年度国内投資115兆円超の目標実現を通じて「成長型経済」へ～

これまでの日本経済  
「コストカット型」

## 国内投資↓：

- バブル期  
(1991年度102.7兆円)  
を最高水準として  
回復しきれず

## 賃金・所得↓：

- 30年横ばい
- 将来に期待持てず

## 物価水準↓：

- 横ばい～低下を続け、  
安い国に

「物価も賃金も  
上がらない」

→消費・投資低迷の  
悪循環

## 変化の兆し

### 国内投資：

- ・民間設備投資 今年度100兆円規模 (過去最高水準)

### 賃金・所得：

- ・賃上げ率30年ぶりの高水準、最低賃金4.5%上昇

### 物価・金利上昇：

- ・正常化への過渡期として、痛みが伴っている現状



## 総合経済対策

(国民の生活を守りつつ、供給力強化)

## 国内投資促進パッケージ

(供給力強化の取組を、  
予算・税・規制で具体化)

これからの日本経済  
「成長型経済」

## 国内投資↑：

- 2027年度115兆円超  
の目標を実現

## 賃金・所得↑：

- 大幅賃上げの継続
- 恒常的所得の上昇に  
期待、将来安心感

## 物価水準↗：

- 国内で循環して、可  
処分所得上昇を伴う  
安定かつ緩やかなイ  
ンフレ

「賃金も物価も  
上がり続ける」

→消費・投資拡大の  
好循環

国内投資を起点に大きな流れ

# 価格転嫁・取引適正化対策のポイント

- 価格交渉できる雰囲気は醸成されつつあるが、価格転嫁率のさらなる向上に向けて、中小・小規模事業者の賃上げ原資を確保するためにも、公正取引委員会等とも連携し、粘り強く、以下の価格転嫁対策を進めていく。

## ① 労務費の指針の公表【内閣官房・公正取引委員会】

⇒ 「指針」が交渉・転嫁に現場で活用されるよう、経済団体等を通じた「指針」の周知

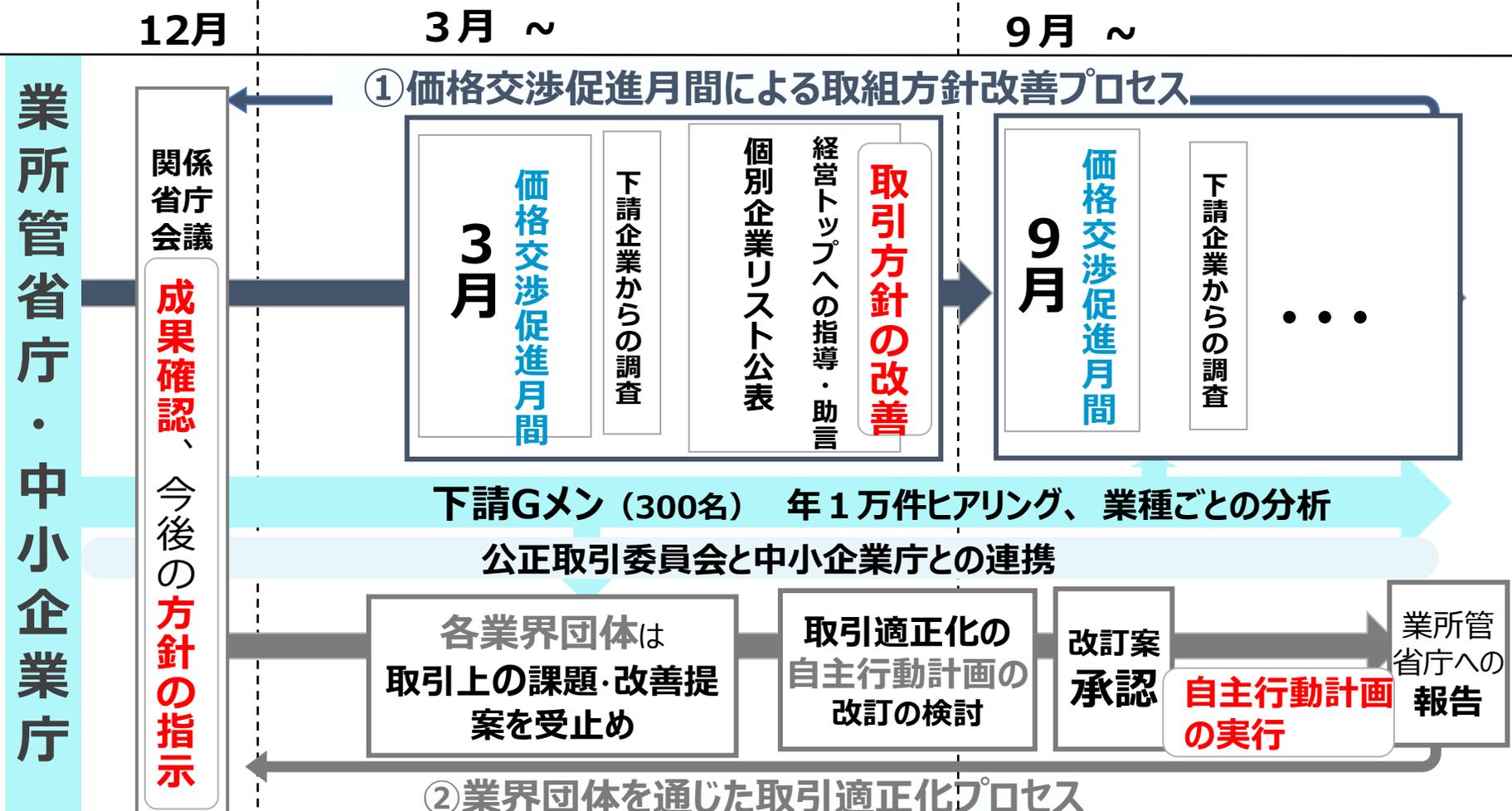
## ② 「**企業リスト**（発注企業ごとの、交渉・転嫁の状況の評価）」の公表（2024年1月12日）

## ③ 評価が芳しくない発注企業の経営者トップへの**事業所管大臣名での指導・助言**

## ④ **パートナーシップ構築宣言**の更なる拡大・実効性の向上

# 価格転嫁、取引適正化の推進

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が高騰する中、コスト上昇分をサプライチェーン全体で適切に分担し、中小企業の賃上げ原資を確保するためにも、以下の2つの適正化プロセスを確立し、価格転嫁はじめ取引適正化を継続的に推進。
  - ① 価格交渉促進月間（3月、9月）の推進により、個別企業の取引方針の改善
  - ② 業界団体を通じ、業界全体での取引適正化



# 価格交渉・転嫁の回答状況のリスト (一部) (2023年9月の価格交渉促進月間の結果)

- 1月12日、より一層の自発的な取引慣行の改善を促すため、下請中小企業10社以上から回答があった発注側企業全て (220社) について、「交渉・転嫁の状況」を整理した企業リストを、経済産業大臣より公表。

	法人番号	企業名	①回答企業数	②価格交渉の回答状況	③価格転嫁の回答状況
1	1010001000006	五洋建設(株)	16	イ	イ
2	1010001008668	J F E スチール(株)	11	イ	イ
3	1010001025515	N X 商事(株)	15	ウ	イ
4	1010001034730	(株)内田洋行	13	イ	イ
5	1010001088181	(株)セブン-イレブン・ジャパン	10	イ	イ
6	1010001092605	ヤマト運輸(株)	39	ウ	ウ
7	1010001098619	日鉄物流(株)	11	ウ	ウ
8	1010001112577	日本郵便(株)	11	イ	ウ
9	1010001132055	J C O M(株)	10	エ	ウ
10	1010401004837	N O K(株)	11	ア	イ
11	1010401009745	(株)小糸製作所	13	ア	ウ
12	1010401010455	(株)小松製作所	30	ア	イ
13	1010401013565	清水建設(株)	74	イ	イ
14	1010801001748	(株)荏原製作所	10	ウ	イ
15	1020001071491	富士通(株)	45	イ	ウ

## (価格交渉/ 転嫁の評価)

下請中小企業からの  
価格交渉、価格転嫁  
についての回答の  
平均値 (※10点満点)  
をア、イ、ウ、エの  
4区分で整理。

ア：7点以上、

イ：7点未満、  
4点以上

ウ：4点未満、  
0点以上

エ：0点未満



**(参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①****本指針の性格**

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の1 2の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

**発注者として採るべき行動／求められる行動****★行動①：本社（経営トップ）の関与**

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

**★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施**

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、優越的地位の濫用又は下請代金法上の買ったたきとして問題となるおそれがある。

**★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること**

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

**★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと**

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

**★行動⑤：要請あれば協議のテーブルにつくこと**

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

**★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること**

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

### 受注者として採るべき行動／求められる行動

#### ★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口など相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、次頁の様式を活用することも考えられる。

#### ★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

#### ★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

#### ★行動④：公表資料を活用して自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

### 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

#### ★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

#### ★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

### 今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、本指針の周知活動を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を提供できるフォームを設置し、第三者に情報提供者が特定されない形で、各種調査において活用していく。

# (参考)「労務費指針」における価格交渉の様式

・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会)別添

## 価格交渉の申込み様式(例)

御見積書

〇年〇月〇日

(発注者) 御中

(受注者)

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日  
有効期限 年 月 日

商品名(例:業務名、品番、件名)

合計金額 円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

内訳

### 1 原材料価格(素材費、部品購入費等)

(例)

	単価	数量	金額	(備考)旧単価(円) / 単価上昇率(%)
材料・品番				
...				
小計			円	

### 2 エネルギーコスト(電気代、ガス代、ガソリン代等)

(例)

	単価	総使用量	負担向け売上比率	金額	(備考)単価 上昇率(%)
電気代					
...					
小計				円	

### 3 労務費(定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)

(例1)

改定前の 労務費総額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績(定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)に最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	負担向け売上比率	金額
円	円	%	円

(例2)

現在の労務費単価	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額
円/人・日	人・日	%	円
小計			円

### 4 その他

(例) 設備償却費、保管料、輸送費等

小計	円
----	---

# 経産省政務から業界団体への価格転嫁要請

## ① 齋藤大臣と電子情報技術産業協会（JEITA）との懇談会（3月27日）

○齋藤経産大臣は電機メーカー各社の経営トップらと会談。sc全体で価格転嫁を進める姿勢が広がることが重要と述べた上で、中小企業庁の調査では、電機業界でコストが上昇したにもかかわらず、取引価格を据え置かれている中小企業がおよそ2割に上るとして、価格転嫁に応じるよう要請。

## ② 齋藤大臣と自動車工業会との懇談会（4月3日）

○齋藤経産大臣は自動車メーカー各社の経営トップらと会談。日産自動車が出請法違反で勧告を受けたことを極めて遺憾とした上で、取引先の中小企業の価格転嫁に応じるよう要請。

## ③ 岩田副大臣と産業機械6団体※との懇談会（4月5日）

（※日本産業機械工業会、日本建設機械工業会、日本工作機械工業会、日本ロボット工業会、日本分析機械工業会、日本計量機器工業連合会）

○岩田経産副大臣が産業機械6団体と会談。

○OSC全体で価格転嫁を進める姿勢が広がることが重要とした上で、特にサプライチェーンの川中に位置する業界として、発注者としては発注者と積極的に交渉すること、発注者としては過去の常識に捉われた不合理な調達行動をしないよう要請。

## ④ 吉田政務官と流通業界※との懇談会（4月22日）

（※日本スーパーマーケット協会、日本ボランタリーチェーン協会、全国スーパーマーケット協会、日本チェーンドラッグストア協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本チェーンストア協会）

○吉田経済産業政務官が流通・小売業界6団体と会談。

○中小企業庁の調査では、小売業界のコスト上昇に対する価格転嫁率は48.7%にとどまるとした上で、サプライチェーンの先まで価格転嫁を浸透させるために、発注者として直接の取引先1社1社と丁寧に価格交渉・価格転嫁に応じること、そして、取引先がさらにその取引先に価格転嫁を行う立場にあるという前提で、取引価格を設定するよう要請。

## ⑤ 情報サービス産業協会との懇談会（5月16日）

# 賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

改正後【措置期間：3年間】

改正前【措置期間：2年間】

大企業 ※1

継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+ 3%	10%	+ 10%	5% 上乘せ	プラチナくるみ or プラチナえるぼし	5% 上乘せ	35%
+ 4%	15%					
+ 5%	20%					
+ 7%	25%					

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 3%	15%	+ 20%	5% 上乘せ	30%
+ 4%	25%			
-	-			
-	-			

中堅企業 ※2

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+ 3%	10%	+ 10%	5% 上乘せ	プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	35%
+ 4%	25%					

中小企業 ※3

全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+ 1.5%	15%	+ 5%	10% 上乘せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	45%
+ 2.5%	30%					

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 1.5%	15%	+ 10%	10% 上乘せ	40%
+ 2.5%	30%			

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

# 再生支援の総合的対策

1. **民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピーク(本年4月)に万全を期すため、①コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長**するとともに、②保証付融資の増大や**再生支援等のニーズの高まりを踏まえて支援を強化**する。
2. なお、**本年7月以降は**、例えば、日本政策金融公庫等のコロナ特別貸付の金利引下げ幅を縮減するなど、**コロナ前の支援水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本**とする方向。ただし、令和6年能登半島地震の被災地域については配慮が必要。

## コロナ資金繰り支援

- |      |  |
|------|--|
| 主な施策 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ①<b>コロナセーフティネット保証4号</b>(100%保証、借換目的のみ)、②<b>コロナ借換保証</b>(100%保証の融資は100%保証で借換)を<b>本年6月末まで延長</b>。</li> <li>2. 日本政策金融公庫等の<b>コロナ特別貸付</b>については、<b>現行制度を本年6月末まで延長</b>。7月以降は、災害貸付金利を適用(特例金利(▲0.5%)を廃止)し、特別貸付制度は継続(期限あり)。</li> <li>3. 日本政策金融公庫等の<b>コロナ資本性劣後ローン</b>を<b>本年6月末まで延長</b>するとともに、総合経済対策(令和5年11月)に基づき利用を促進。</li> </ol> |
|------|--|

## 1. 信用保証協会による支援の強化

- |      |  |
|------|--|
| 主な施策 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>信用保証協会向けの総合的な監督指針の改正【24年6月】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>金融機関との連携</b>の上、保証付融資の割合が高い先など<b>支援先を特定し、協会が主体的に支援</b>。</li> <li>② 経営改善支援の<b>効果検証指標を設定</b>(売上高営業利益率、EBITDA等)し、<b>目標・実績を協会別に公表</b>。</li> <li>③ <b>中小企業活性化協議会への案件持込を促進し、持込実績を協会別に公表</b>。</li> <li>④ 過去に破産を経験している経営者に対しても、足下の事業計画等を踏まえて、公正な保証審査を行う。</li> <li>⑤ <b>「経営者保証の提供を選択できる保証制度」について、保証申込時に事業者に対して説明</b>。利用実績を協会別に公表。</li> </ol> </li> <li>2. <b>中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携推進【24年4月】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保証申込時等の契約書において、<b>事業者情報の守秘義務が解除される対象として、活性化協議会・事業承継・引継ぎ支援センターを明記</b>。再生支援・スポンサー探しの事前相談の円滑化を図る。</li> </ul> </li> <li>3. <b>求償権放棄の円滑化(再チャレンジを含む条例制定の都道府県等への要請)【24年3月】</b></li> </ol> |
|------|--|

## 2. 中小企業活性化協議会による支援の強化

### 主な施策

1. 低評価協議会の支援レベルの底上げ【24年4月】
  - **低評価協議会**(相談・支援件数が低位、支援の質が低い等の協議会)に対して、**業務改善計画の策定**(相談・支援件数増加に向けた対策、支援体制の整備等)を義務付け。
2. 「協議会補佐人制度」の創設【24年4月】
  - ① 協議会で再生支援を行う**弁護士等**の下で、**地域の専門家が「補佐人」として支援に参画**できる制度を創設。これにより、地方の再生支援人材を育成。
  - ② 当該補佐人経験を、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三者支援専門家の実務要件にカウント。
3. 事業承継・引継ぎ支援センター・よろず支援拠点との連携推進【24年3月】
  - 各機関における評価において、**案件の受け渡し件数の見える化**や**評価比重を拡大**する。

## 3. 再生ファンド(中小機構出資)による支援の強化

### 主な施策

1. 小規模事業者注力型再生ファンドの仕組みの創設【24年4月】

ファンドの**存続期間を最長15年→20年に拡充**、再生支援に充てられる期間を長期化(投資期間を10年程度にすることが可能)。等
2. 再生支援ノウハウを有する商工中金による難易度の高い先を支援する再生ファンドの組成

## 4. 民間金融機関による支援の強化

### 主な施策

#### 1. 一歩先を見据えた経営改善・再生支援の強化

- ① 監督指針の改正を行い、事業者の現状のみならず状況の変化の兆候を把握し、**一歩先を見据えた対応を求める**。【24年4月適用開始】
  - 日常的・継続的な関係強化を通じた事業者の予兆管理と認識共有(プッシュ型での情報提供)
  - メイン・非メインに関わらず金融機関自身の経営資源の状況を踏まえた対応促進
- ② 事業者の経営改善や事業再生を先送りしないため、「**実現可能性の高い抜本的な経営再建計画**」等の策定を**促進**。【24年度～】
- ③ 昨年実施した重点的なヒアリングの結果を踏まえ、各地域における事業者支援態勢の構築・発展に向けた取組みを一層促進。【24年度～】

#### 2. 経営改善・事業再生支援人材の拡充

- ① 経営改善・事業再生支援に関心のある**地方の専門家(弁護士、税理士、会計士等)**を**発掘**、金融機関・地方の専門家・知見のある専門家の**連携強化を目指すイベントを開催**。【24年中】
- ② REVICによる事業再生に関する実践的な研修を、地域金融機関の役職員向けに引き続き開催。

#### 3. 事業者のガバナンス向上支援(経営者保証を不要とするための課題解決促進)

- 金融機関が、経営者保証に依存しない融資慣行の確立のために積極的に行っている対応や、事業者のガバナンス改善を通じて経営者保証を解除できた**事例等を取りまとめ、横展開を実施**。【24年6月末】

## 主な施策

1. 日本政策金融公庫等の「コロナ資本性劣後ローン(限度額15億円)」を本年6月末まで延長【再掲】
2. 日本政策金融公庫等による経営改善支援
  - コロナ特別貸付の返済時に経営が悪化している事業者に対しては、関係機関と連携して早期の経営改善支援を行う。
3. 「早期経営改善計画策定支援」を活用した日本政策金融公庫等のコロナ資本性劣後ローンの活用促進【24年3月】
  - **早期経営改善計画策定支援を通じて策定した事業計画を、コロナ資本性劣後ローンの申込時に必要な事業計画(民間金融機関による協調支援なしの場合)として活用**できるようにすることで、小規模事業者の資本性劣後ローンの活用を促進する。
  - 一定期間経過後、借手の申し出によるコロナ資本性劣後ローンの期限前返済が可能であることを明確化することにより、利便性を向上。

## 6. 関係省庁の連携による支援の強化

## 主な施策

1. 「事業再生情報ネットワーク」の創設【24年度～】
  - ① 事業者の経営改善・事業再生に向けた資金面での悩みごとについて、金融庁に設置する「事業者の経営改善・事業再生相談窓口(仮)」や中小企業活性化協議会を通じて把握する。その際、公租公課の分割納付の相談など、他省庁との連携が必要と判断されるものは、**関係省庁等との間で情報共有する仕組みを構築**し、対応する。
  - ② 公租公課の納付と事業再生との両立が図られた事例等を取りまとめ、横展開を実施。 等
2. 関係省庁連名の要請文の発出【24年3月】
  - 信用保証協会、官民金融機関、中小企業活性化協議会等の外部機関、弁護士、税理士、会計士等の専門家が連携した経営改善・事業再生支援を実施するよう、**関係省庁の大臣より要請文を発出**。

# 事業承継・引継ぎ（M&A）に関する支援策一覧

## 引継ぎの準備

### ○気づきの提供

#### 事業承継診断

事業承継ネットワーク（地域金融機関・商工団体・サプライチェーンを構成する業界団体等）による、プッシュ型の事業承継診断により、事業承継・引継ぎの課題を発掘、連携支援

## 円滑な引継ぎ

### ○事業承継の相談／M&Aのマッチング

#### 事業承継・引継ぎ支援センター

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターで、事業承継の相談、M&Aに係るマッチング支援等を実施。

### ○事業承継時の相続税・贈与税の実質負担ゼロ

#### 事業承継税制（法人版、個人版）

事業承継時の相続税・贈与税を全額納税猶予

### ○M&A/PMI時の金融支援、財務基盤強化

#### 公庫による金融支援（上限14.4億円）、経営者保証解除支援

承継円滑化法に基づく信用保証等の特例、投資育成による共同M&A、中小機構グループ化・事業再構築支援ファンドによる支援

### ○M&A時の費用負担軽減

#### 事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用）

M&A時の専門家活用を支援  
（仲介手数料、DD費用等/600万円まで）

### ○M&A後のリスクへの備え

#### 中小M&A準備金、中堅・中小グループ化税制

M&A後のリスクに備えるため、M&A投資額の70%～100%まで準備金として損金算入可能。（据置期間5/10年）

## 引継ぎ後の経営革新等

### ○M&A後の設備投資等

#### 事業承継・引継ぎ補助金（設備投資、販路開拓等）

事業承継やM&A後の設備投資や販路開拓等を支援（800万円まで）

#### 中小企業経営強化税制（D類型）

M&Aに係る投資額の10%を税額控除 又は 即時償却

（凡例）

- 事業承継とM&Aの両方に適用
- 事業承継のみに適用
- M&Aのみに適用

### ○円滑な事業承継やM&Aを進めるための指針

#### 中小M&Aガイドライン

利益相反行為の禁止（仲介）、契約時の重要事項説明（手数料等）、支援機関の質の向上等

#### 中小PMIガイドライン・実践ツール

M&A後の事業統合作業（Post Merger Integration）の取組を適切に推進

#### 中小M&A支援機関登録制度

「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用）による補助対象を、ガイドライン遵守を宣誓した登録支援機関による支援に限定

#### 民間事業者による自主規制団体（M&A仲介協会）

過剰な営業・広告、コンプライアンスの徹底、利益相反行為の禁止、最終契約後のトラブル防止等に係る自主規制ルールの策定・運用、人材育成、苦情相談等を実施

**事業承継ガイドライン** 中小企業における円滑な事業承継やM&Aのために必要な取組、活用すべきツール、注意すべきポイント等を紹介

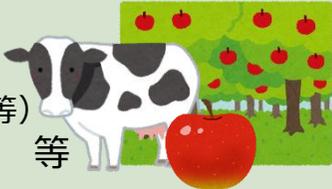
# 事業承継税制の概要

- **法人版事業承継税制**は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る**贈与税・相続税の納税を猶予する制度**。
- **10年間限定(2027年末まで)の時限的な措置**として、**猶予対象株式数の上限を撤廃**するとともに、**猶予割合が贈与税・相続税ともに100%**となっている。
- **個人版事業承継税制**は、**10年間限定(2028年末まで)**で、**多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置**。

## 法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象 株式数	総株式数の最大 2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に 承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保 要件	承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に

## 個人版事業承継税制

	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで)</li> <li>・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等)</li> <li>・車両・運搬具</li> <li>・生物(乳牛等、果樹等)</li> <li>・無形償却資産(特許権等)</li> </ul> 
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2028年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに 100%

# 事業承継税制の活用手順

- 事業承継税制の特例承継計画等の策定・確認申請の期限は、以下のとおり。

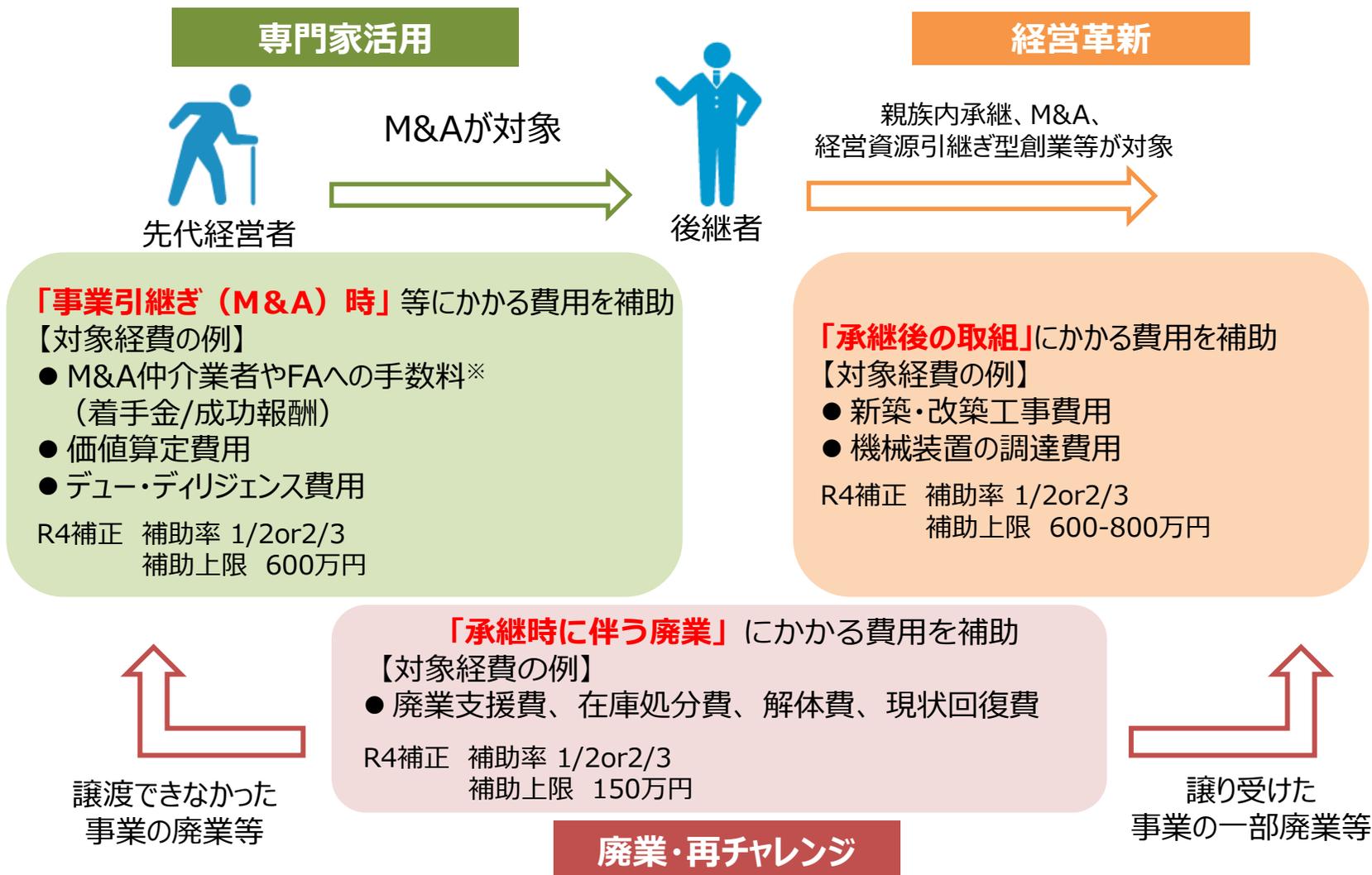
## 法人版事業承継税制に係る手順



## 個人版事業承継税制に係る手順



- ①事業承継・M&A後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）、②M&A時の専門家活用（仲介・フィナンシャル・アドバイザー、デュー・ディリジェンス等）、③廃業・再チャレンジの取組を支援。



※M&A支援機関登録制度に登録されたFA・M&A仲介業者が提供するものが補助対象

# 中小企業生産性革命推進事業の概要

- **生産性革命推進事業**は、設備投資、販路開拓、IT導入、事業承継等への支援を通じて、中小企業・小規模事業者の**生産性を向上させることを目的**とした事業であり、令和元年より(独)中小機構の交付金及び補助事業として実施。
- 特に、**賃上げやインボイス導入、人手不足等に対する省力化への投資**、GX・DX等の事業環境変化に対応する事業者に対して、通常より**補助率や補助上限額を引き上げ、重点的に支援**。
- 令和6年度まで**継続的な切れ目ない支援を実施**。

## 予算額

- ・令和元年度補正予算 (3,600億円)
- ・令和2年度補正予算 (700億円 + 1,000億円 + 2,300億円)
- ・令和3年度補正予算 (2,001億円)
- ・令和4年度補正予算 (2,000億円 + 国庫債務負担行為2,000億円)
- ・令和5年度補正予算 (2,000億円)

## 支援内容

### ✓ ものづくり・商業・サービス補助金

中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援

### ✓ 持続化補助金

小規模事業者等による販路開拓等を支援

#### ✓ 共同・協業販路開拓支援補助金

地域の販路開拓を支援する機関が行う取り組み(展示販売・商談会等)を支援を支援

### ✓ IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援

### ✓ 事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援

### ✓ 機構による相談支援・ハンズオン支援・周知広報

専門家支援やIT化促進支援、上記施策の周知広報等

# 中小企業省力化投資補助事業

令和5年度補正予算額 **1,000億円** (中小企業等事業再構築促進事業を再編して総額5000億円規模)

- 変革期間から3年間において、**人手不足に苦しむ中小企業の省力化投資を強力に支援。**
- **カタログから選ぶような汎用製品※の導入を補助**することで、簡易で即効性がある支援措置を新たに実施する。

※個々の事業の実情に合わせた効率化・高度化についても措置を講じ、一体的に運用

補助上限額	補助率
従業員数5名以下 200万円(300万円)	1/2
従業員数6~20名 500万円(750万円)	
従業員数21名以上 1000万円(1500万円)	

※賃上げ要件を達成した場合、( )内の値に補助上限額を引き上げ

## カタログを通じた汎用製品 (IoT、ロボット等) の導入支援イメージ

・無人搬送ロボット



著作者: user6702303 / 出典: Freepik  
[https://jp.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loading-boxes\\_18321421.html#query=agv&position=14&from\\_view=keyword&track=sph](https://jp.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loading-boxes_18321421.html#query=agv&position=14&from_view=keyword&track=sph)

・検品・仕分けシステム



著作者: macrovector / 出典: Freepik  
[https://jp.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon\\_23182671.html#query=%E6%A4%9C%E5%93%81%E8%A3%85%E7%8D%AE&position=31&from\\_view=search&track=ais](https://jp.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon_23182671.html#query=%E6%A4%9C%E5%93%81%E8%A3%85%E7%8D%AE&position=31&from_view=search&track=ais)

・キャッシュレス型自動券売機



提供: ピクスタ  
<https://pixta.jp/illustration/91446448>

## 再構築基金の事業スキーム (矢印: 資金の流れ)



# 機器カテゴリの一覧

- 製品カテゴリを公募・認定後、認定を受けた製品カテゴリに属する製品が、省力化製品としてカタログ登録される。
- 現時点の機器カテゴリは以下のとおり。今後随時、追加していく予定。

機器カテゴリ	対象業種	対象業務プロセス	担当工業会
<b>A</b> 清掃ロボット	宿泊業、飲食サービス業	施設管理	ロボット工業会
<b>B</b> 配膳ロボット	飲食サービス業、宿泊業	配膳・下膳	
<b>C</b> 自動倉庫	製造業、倉庫業、卸売業、小売業	保管・在庫管理、入出庫	日本物流システム機器協会
<b>D</b> 検品・仕分システム	倉庫業、製造業、卸売業、小売業	資材調達、加工・生産、検査、保管・在庫管理、入出庫	
<b>E</b> 無人搬送車 (AGV・AMR)	倉庫業、製造業、卸売業、小売業	資材調達、加工・生産、検査、保管・在庫管理、入出庫	
<b>F</b> スチームコンベクションオーブン	飲食サービス業、宿泊業、小売業	調理	日本厨房機器工業会
<b>G</b> 券売機	飲食サービス業	注文受付	日本自動販売システム機械工業会
<b>H</b> 自動チェックイン機	宿泊業	受付案内、予約管理、請求・支払、顧客対応	
<b>I</b> 自動精算機	飲食サービス業、小売業	請求・支払	

# 「IT導入補助金2024」の概要（令和5年度補正）

2-⑥DX

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援する補助金。

## 1. 補助対象事業者

**中小企業・小規模事業者等**（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

※インボイス枠電子取引類型では、大企業も補助対象事業者を含む。

## 2. 補助対象ツール

事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象。相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象を含む。

## 3. 補助額・補助率

サービス等生産性向上  
IT導入支援事業  
事務局ポータルサイト



応募方法等の詳細は  
こちらからご確認ください

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠 インボイス対応類型	電子取引類型	セキュリティ 対策推進枠
要件	業務効率化やDXの推進等に資するITツールの導入	複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入	インボイス制度に対応し、会計・受発注・決済の機能を有するITツール及びそのためのハードウェアを導入	発注者がインボイス制度に対応し、受発注機能を有するITツールを導入し、受注者が無料で利用	サイバーセキュリティお助け隊サービスを導入
補助上限	ITツールの業務領域が1～3まで：5万円～150万円 4以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円～100万円
補助率	中小企業：1/2	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分） 35

# 事業再構築補助金

- 事業再構築補助金において、**新市場進出、事業・業種転換等の取組を支援。**
- 新型コロナ対策として造成された基金において、**既存の事業類型を見直し、今なおコロナの影響を受ける事業者への支援及びポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者への支援に重点化。**
- **令和6年4月23日から第12回公募を実施**

第11回  
公募まで



第12回  
公募



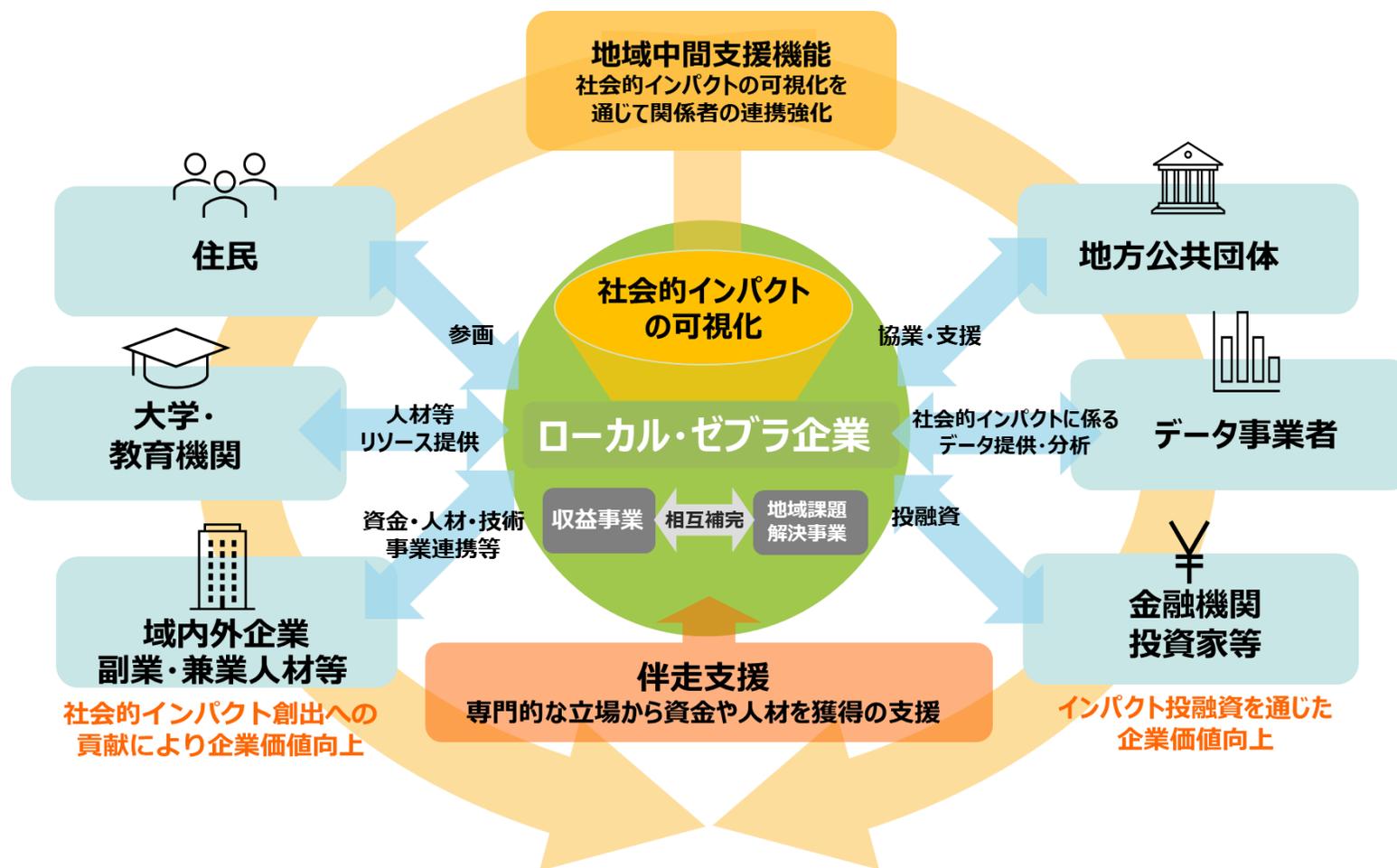
対象

- |  |  |   |  |  |
|--|--|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者</li> <li>● 国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や事業再生に取り組む事業者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● コロナ禍が終息した今、最低賃金引き上げの影響を大きく受ける事業者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ポストコロナに対応した、国内サプライチェーンの強靱化に資する取組をこれから行う事業者</li> </ul> |
|--|--|---|--|--|

	成長分野進出枠		コロナ回復加速化枠		サプライチェーン 強靱化枠
	通常類型	GX進出類型	通常類型	最低賃金類型	
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者</li> <li>国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や事業再生に取り組む事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍が終息した今、最低賃金上げの影響を大きく受ける事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポストコロナに対応した、国内サプライチェーンの強靱化に資する取組をこれから行う事業者</li> </ul>
補助上限 <small>(従業員30人の場合)</small>	3,000万円 <small>(※4,000万円)</small> <small>※短期に大規模賃上げを行う場合</small>	中小：5,000万円 <small>(※6,000万円)</small> 中堅：1億円 <small>(※1.5億円)</small> <small>※短期に大規模賃上げを行う場合</small>	2,000万円	1,500万円	3億円 <small>(※5億円)</small> <small>※建物費を含む場合</small>
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業1/2 (※2/3)</li> <li>中堅企業1/3 (※1/2)</li> </ul> <small>※短期に大規模賃上げを行う場合</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業1/2 (※2/3)</li> <li>中堅企業1/3 (※1/2)</li> </ul> <small>※短期に大規模賃上げを行う場合</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業2/3</li> <li>中堅企業1/2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業3/4 <small>(一部2/3)</small></li> <li>中堅企業2/3 <small>(一部1/2)</small></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業1/2</li> <li>中堅企業1/3</li> </ul>
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、外注費・専門家経費、広告宣伝費・販売促進費、研修費、廃業費</li> <li>※廃業費は成長分野進出枠（通常類型）のみ</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●建物費、機械装置・システム構築費</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業促進上乗せ措置：中小・中堅企業等から中堅・大企業等へと規模拡大する事業者を支援</li> <li>中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置：継続的な賃金引上げ及び従業員増加に取り組む事業者を支援</li> </ul>					

# ローカル・ゼブラ企業の社会的インパクトを起点とする地域の社会課題解決

- ローカル・ゼブラ企業が、解決したい地域課題や事業を通じて社会に創出したい効果（社会的インパクト）を可視化し、測定・評価することを通じて、共感による資金や人材の流れを作り出す。
- 社会的インパクトを軸とする地域課題解決事業は、中長期的に安定的な収益事業となる可能性が高い。
- このようなエコシステムが全国に広がっていくことにより、地域の包摂的な成長を実現。



## ローカル・ゼブラ企業の事例

## 事例

(株)エーゼログループ (岡山県西粟倉村)

- 過疎化・高齢化が進む林業が主産業の岡山県西粟倉村にて、「百年の森林（もり）構想」に取り組み、林業の6次産業化を進める。
- **林業の高付加価値化を中心に新事業を興し、農林水産業、ジビエの加工・流通、飲食店など幅広い事業を展開。**
- 同じ課題を持つ他地域へ展開。

## 事業概要

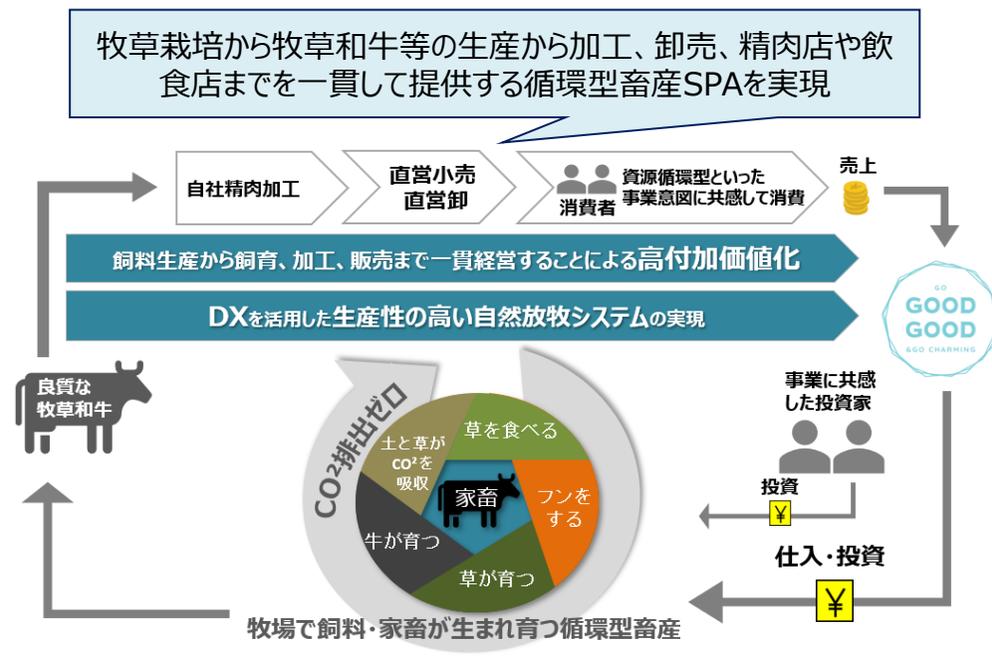


## 事例

GOODGOOD(株) (北海道厚真町)

- 長年放置されていたゴルフ場跡地を活用し、環境に配慮した資源循環型畜産に取り組む。
- **再生可能エネルギー**を利用し、**国産牧草、自然放牧の環境で飼育**された肉を好む富裕層を取り込み、**生産から販売まで一環で行うことにより高付加価値化**を実現。
- 放牧現場では、**DXやIoTの活用**により高い生産性。

## 事業概要



# <目次>

## 1. 中小企業を巡る現状

## 2. 中小企業政策の重点

### ① 総合経済対策

#### ① 価格転嫁

#### ② 賃上げ

#### ③ 資金繰り

#### ④ 事業承継

#### ⑤ 生産性向上

#### ⑥ DX

#### ⑦ 新事業展開

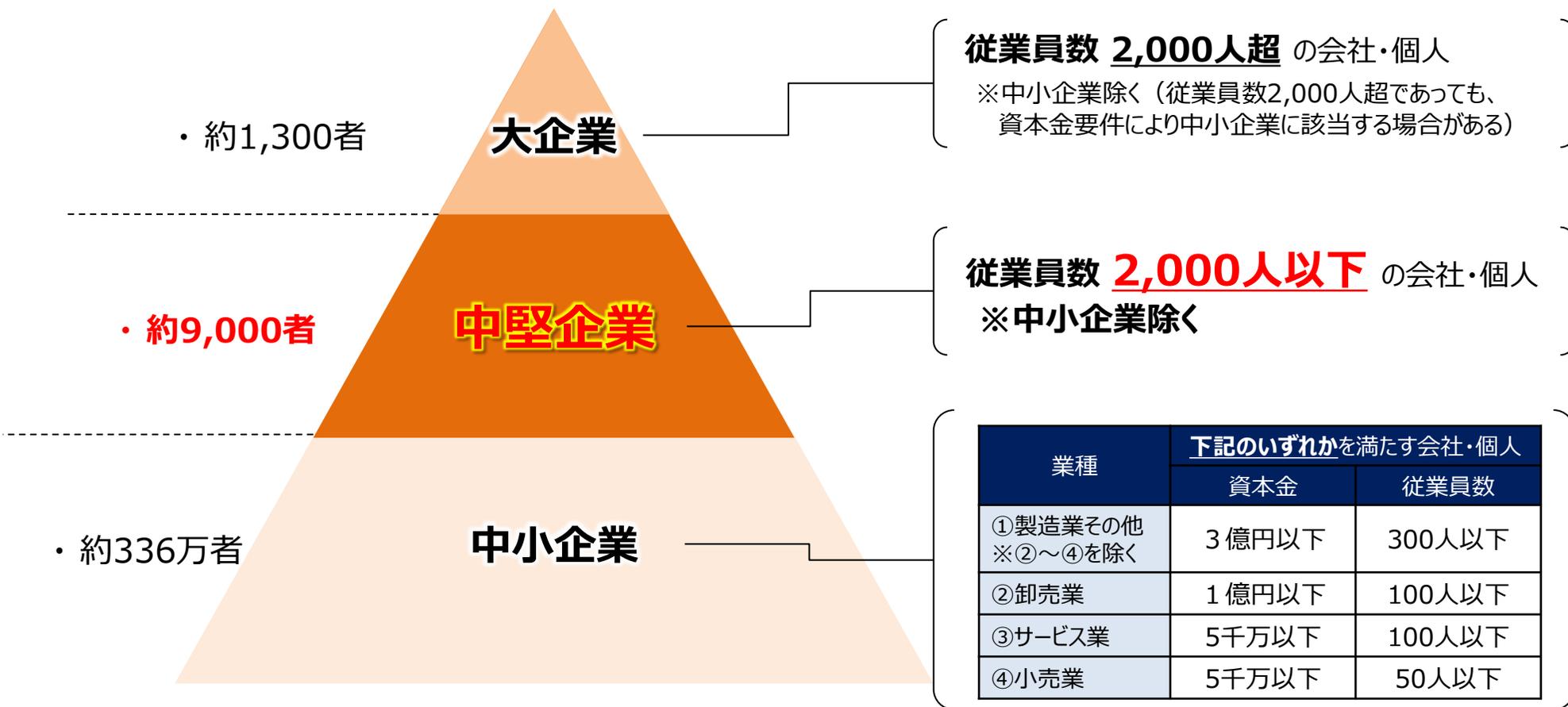
#### ⑧ ローカル・ゼブラ企業

## 3. 中堅企業政策

## 4. 能登半島地震対策

# 中堅企業の定義

- 中堅企業は、中小企業を卒業した企業であり、規模拡大に伴い経営の高度化や商圏の拡大・事業の多角化といったビジネスの発展が見られる段階の企業群。既存法令での定義も踏まえ、従業員数2,000人以下の企業を「中堅企業」と定義。



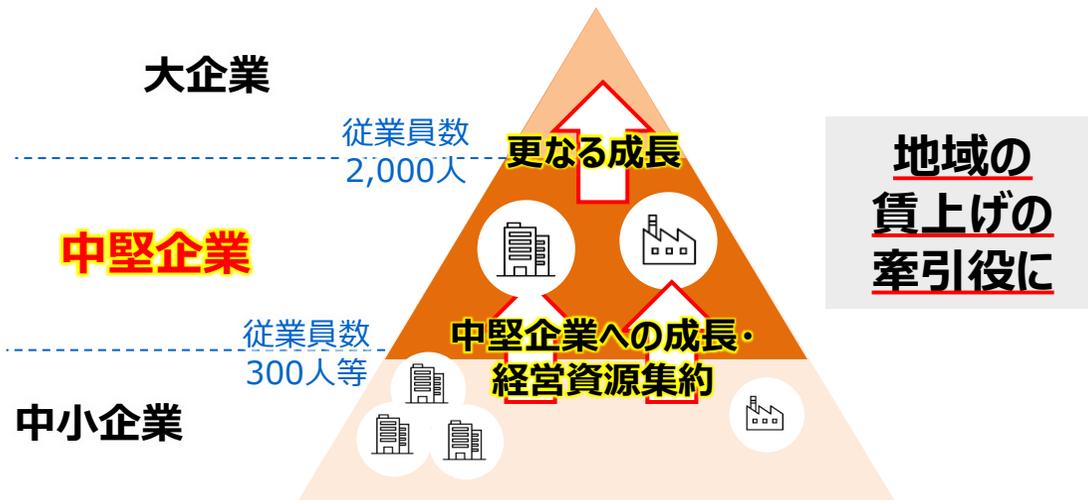
(出所)

企業数：経済産業省・総務省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

※会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。企業の区分については中小企業基本法及び中小企業関連法令や産業競争力強化法等において中小企業として扱われる企業の定義を参考として算出。

※上記の定義を原則としながら、個別の法律・支援策で、追加基準を設けている場合がある  
※従業員数：常時使用する従業員の数、資本金：資本金の額又は出資の総額  
※法律上で大企業の定義は設けない

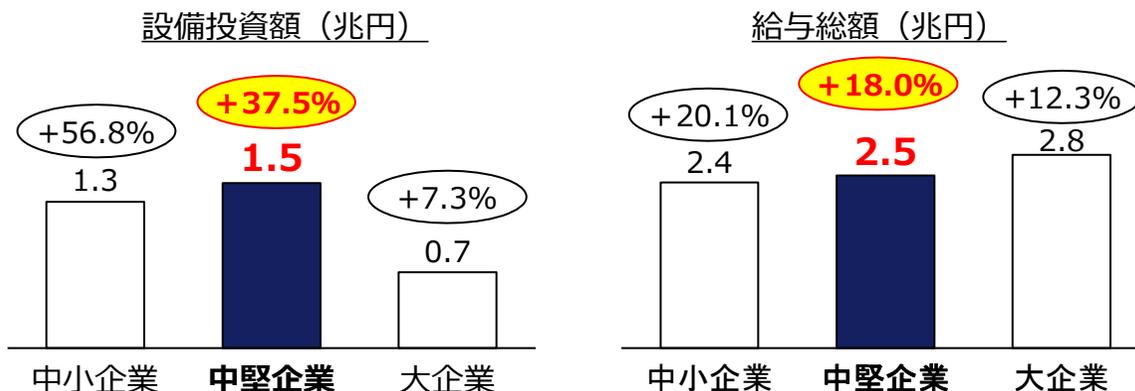
- 中堅企業は国内で事業・投資を拡大し、地域での賃上げにも貢献している重要な存在。中堅企業の国内投資を強力に後押しする。
- 経営力の高い中堅企業による中小企業のグループ化を通じた収益力向上、経営資源の集約、労働移動を進め、産業構造の新陳代謝を加速化する。



## 中堅元年『3つの対策』の創設

- ① **賃上げ原資確保のための省力化等の大規模成長投資支援の創設**
  - ・補正予算（経済対策）で3年3,000億円
  - ・地域未来投資促進税の「中堅企業枠」創設（税額控除率の引き上げ）
- ② **賃上げ促進税制の中堅企業枠の創設**
  - ・大企業向け税制よりも、賃上げ率4%に対する税額控除率を引き上げる等、**措置を強化**
- ③ **経営力の高い中堅企業等に経営資源を集約化し賃上げに繋げるグループ化税制の創設**
  - ・中堅企業等が事業承継に課題を抱える中小企業を複数回M&A（グループ化）を行う場合に税制面のインセンティブを付与

中小・中堅・大企業の10年間の伸び額・率



# <目次>

## 1. 中小企業を巡る現状

## 2. 中小企業政策の重点

### ① 総合経済対策

#### ① 価格転嫁

#### ② 賃上げ

#### ③ 資金繰り

#### ④ 事業承継

#### ⑤ 生産性向上

#### ⑥ DX

#### ⑦ 新事業展開

#### ⑧ ローカル・ゼブラ企業

## 3. 中堅企業政策

## 4. 能登半島地震対策

●各地のインフラも整いつつある中、中小企業支援施策も具体化。現場の課題を実務的に解決していくことが重要なフェーズ。

### 【なりわい再建】

- ✓ なりわい補助金：73件交付決定（2県）、随時公募中  
相談受付体制強化【4月1日～】
- ✓ 小規模持続化補助金：256件採択（4県）、3次公募中
- ✓ 商店街支援：[イベント等]27件採択（4県）、2次公募中  
[施設等復旧]2/28から受付中
- ✓ 仮設施設整備支援：仮設宿泊施設（空港、珠州市、穴水町）  
仮設商店街整備（穴水町等）
- ✓ 金融支援：日本公庫金利引き下げ、災害関係保証 等

### 【官民ファンドを通じた対応】

- ✓ いわゆる二重債務問題に対応するため、既往債務に係る債権買取や出資を実施すべく、中小機構、REVIC等が出資する、100億円規模のファンドを設立。
- ✓ 4月1日（月）にファンドの相談窓口である「能登産業復興相談センター」を開設し、相談対応を開始。

### 【クラウドファンディング支援等】 ※中小機構による対応

- ✓ クラウドファンディング
- ✓ ビジネスマッチング支援（ジグテック）：相談対応342件
- ✓ 復興支援アドバイザー派遣：派遣件数66件
- ✓ 復興応援フェアの開催（物産展）等：出展事業者：109者

### 【伝統産業の復興】

- ✓ 仮設工房：第1弾オープン（4/1）、第2弾を調整中
- ✓ 伝統的工芸品補助：  
一次公募：39件採択（3県）  
二次公募：4月19日から6月28日まで公募
- ✓ 外交や在外公館を活用したPR

### 【観光産業の復興】

- ✓ 将来の「まちづくり」も視野に入れた総合的な対応
- ✓ 金融支援、ハンズオン支援

仮設工房



伝統産業  
仮設工房

商工会議所・商工会  
経営指導員  
県連派遣

全国から  
経営指導員集結  
（能登事業者支援  
センター）



金沢事業者支援  
センター・  
コールセンター開設

説明会の開催（各地）

石川県 計20回  
富山県 計4回  
福井県 計3回  
新潟県 計8回

延べ  
約4,700人  
が参加



和倉温泉復興  
ハンズオン支援



### 【支援体制強化】

- ・実務者ワーキンググループの開催（3/29,4/22）
- ・石川県との連携支援体制の強化（協定の強化・更新）
- ・中小企業復興機動チーム（中小機構）

日米首脳会談での贈答



### 【工業用水の復旧】（新潟県、富山県）

- ✓ 工業用水道施設の復旧支援：  
通水はすべて復旧済み

発災直後から設置する特別相談窓口  
（被災4県）には約4,000件の相談

**参考：中小企業支援策 相談窓口一覧**

# 中小企業支援策 相談窓口一覧

機関	お問い合わせ番号
中小機構 本部	03-3433-8811
よろず支援拠点全国本部	03-5470-1581
日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル	0120-154-505
信用保証協会	※1
商工組合中央金庫	※2
中小企業活性化協議会	※3
事業承継・引継ぎ支援センター	※4
下請かけこみ寺	03-3251-9390
中小企業税制サポートセンター	03-6281-9821

※1 信用保証協会については、都道府県別の相談窓口（<https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>）までお願いいたします。

※2 商工組合中央金庫については、最寄りの各支店（<https://www.shokochukin.co.jp/atm/list/>）までお願いいたします。

※3 中小企業活性化協議会については、各都道府県の協議会（[contact\\_list.pdf \(meti.go.jp\)](#)）までお願いいたします。

※4 事業承継・引継ぎ支援センターについては、都道府県別の相談窓口（[https://shoukei.smrj.go.jp/#counseling\\_counter](https://shoukei.smrj.go.jp/#counseling_counter)）までお願いいたします。